

橿原市市民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市市民投票条例（平成29年橿原市条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(請求権を有する者の数の告示)

第2条 市長は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数をその登録が行われた日後直ちに告示するものとする。

(実施請求書等)

第3条 条例第4条第3項の請求は、同条第1項の規定による市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をしようとする代表者（以下「請求代表者」という。）が、市長に対し、市民投票実施請求事項事前確認請求書（様式第1号）に、市民投票に付そうとする事項及びその要旨その他必要な事項を記載した市民投票実施請求書（様式第2号。以下「実施請求書」という。）を添えて行うものとし、同条第3項の申請は、市民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第3号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合において、市民投票に付する事項が条例第6条に規定する形式に該当しないとき、又は実施請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(代表者証明書の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による請求及び申請（以下「請求等」という。）があった場合において、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が条例第2条に規定する重要事項であること及び条例第6条に規定する形式に該当すること並びに請求代表者が条例第4条第1項に規定する請求資格者（以下「請求資格者」という。）であり、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを確認したときは、請求等が行われた日以前の直近において選挙人名簿の登録が行われた日現在における請求資格者の数の総数の6分の1の数を付記した市民投票実施請求代表者証明書（様式第4号。以下「代表者証明書」という。）を請求代表者に交付するとともに、その旨及び代表者証明書に付記した請求資格者の数の総数の6分の1の数を告示するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の際に、実施請求書を返付するものとする。

(申請の却下)

第5条 市長は、請求等があった場合において、請求代表者が請求資格者でないとき又は請求代表者が第3条第2項の規定による補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、当該請求等を却下し、請求代表者に通知するものとする。

2 条例第4条第4項又は前項の規定による却下の通知は、市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(代表者の変更)

第6条 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の請求代表者が条例第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、市民投票実施請求代表者変更届出書(様式第6号)に当該代表者証明書を添えて市長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合その他当該請求代表者が条例第4条第2項各号のいずれかに該当することを知ったとき又は請求資格者でなくなった場合は、直ちにその旨を告示するものとする。

(署名の収集の方法等)

第7条 請求代表者は、市民投票実施請求者署名簿(様式第7号。以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名等(署名し、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。

2 請求代表者は、請求資格者に委任して、他の請求資格者に対して、署名簿に署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに市民投票実施請求署名収集委任状(様式第8号)を付した署名簿を用いなければならない。

3 第1項及び前項の規定による署名等は、第4条第1項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、第5項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間があったときは、当該期間を除き、第4条第1項の規定による告示があった日から31日以内とする。

4 署名簿に署名等をした者は、請求代表者が次条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名等を取り消すことができる。

5 前4項に定めるもののほか、署名の収集については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項から第9項までの規定の例による。

（署名簿の提出）

第8条 署名簿に署名等をした者の数が第4条第1項の規定により告示された数に達したときは、請求代表者は、前条第3項の規定による期間中又は期間満了の日の翌日から起算して5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）に市民投票実施請求署名収集証明申請書（様式第9号）を添付して市長に提出し、署名簿に署名等をした者が請求資格者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、署名簿に署名等をした者の数が第4条第1項の規定により告示した数に達したと認められないとき又は前項の規定による提出が同項に規定する期間の経過後にされたものであるときは、これを却下するものとする。

（署名の審査）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明するものとする。

2 市長は、前項の審査をするに当たっては、請求等が行われた日以前の直近において選挙人名簿の登録が行われた日現在における選挙人名簿を署名審査用の名簿として使用するものとする。

3 市長は、第1項の証明をするに当たっては1の署名ごとに審査を行い、審査の結果、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明するものとする。

（署名の効力及び関係人の出頭証言）

第10条 市長は、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定するものとする。

2 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

（1）この規則に定める所定の手続によらない署名

（2）何人であるかを確認し難い署名

3 第12条第3項の規定により詐欺又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

4 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出

頭及び証言を求めることができる。

(署名審査録)

第11条 市長は、市民投票実施請求署名審査録(様式第10号。以下「署名審査録」という。)を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存するものとする。

(署名簿の閲覧及び署名の証明の修正)

第12条 市長は、第9条第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、署名簿に署名等をした者の総数及び有効署名の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を同条第2項の署名審査用の名簿に登録されている者の閲覧に供するものとする。

2 前項の署名簿の閲覧の期間及び場所については、市長は、あらかじめこれを告示し、かつ、公衆の見やすい方法によりこれを公表するものとする。

3 署名簿の署名に異議があるときは、請求代表者、その委任を受けた者、署名をした者、他人に自己の名を偽造された者等署名に直接利害関係があるものは、第1項に規定する閲覧期間内に市長にこれを申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定するものとする。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、第9条第1項の規定による証明を修正し、速やかにその旨を申出人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載するものとする。

(署名簿の返付)

第13条 市長は、前条第1項に規定する閲覧期間内に異議の申出がないとき、又は同条第4項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付するものとする。

2 市長は、前項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名等をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載するもの

とする。

(市民投票の請求)

第14条 市民請求は、前条第1項の規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し、請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、実施請求書に有効署名が第4条第1項の規定により告示した数以上であることを証明する市民投票実施請求署名収集証明書(様式第11号)及び署名簿を添付してこれをしなければならない。

2 市長は、前項の市民請求があつた場合において、その請求が条例又はこの規則で定める方式を欠いているときは、3日以内の期限を付してこれを補正させるものとする。

(請求の却下)

第15条 前条第1項の市民請求があつた場合において、署名簿の有効署名の総数が第4条第1項の規定により告示した数に達しないとき、又は前条第1項に規定する期間を経過しているとき、又は請求代表者が前条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、市長は、これを却下するものとする。

2 前項の却下をしたときは、市長は、直ちにその旨を告示するものとする。

(請求代表者となることができない事務の範囲)

第16条 条例第4条第2項第3号の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 第4条から第6条までの規定による請求代表者の証明に関する事務

(2) 檀原市市民投票に係る事務の委任に関する規則(平成30年檀原市規則第52号)

第2条又は第3条の規定により選挙管理委員会又は選挙管理委員会の委員長に委任する事務

(市民投票の実施の通知)

第17条 市長は、条例第5条第2項の規定による告示をしたときは、当該投票の請求代表者に、その旨を通知するものとする。

(市民投票の実施の告示)

第18条 条例第7条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 条例第7条第3項に規定する投票日(以下「投票日」という。)

(2) 市民投票に付する事項

(3) その他必要な事項

(市民投票公報)

第19条 市長は、条例第8条の規定による広報活動の一環として、市民投票に付する事項及びその請求の趣旨並びにその他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明を掲載した市民投票公報を、市民投票ごとに1回発行するものとする。

2 市民投票公報は、投票の行われる区域を通じて、第21条に規定する投票資格者名簿に登録された者の属する世帯に対して、投票の期日前2日までに配布するものとする。

(投票区)

第20条 市民投票の投票区は、公職選挙法第17条の規定により設けられた投票区とする。

(投票資格者名簿の調製)

第21条 市長は、条例第7条第4項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日を基準日として、選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録した名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製するものとする。この場合において、登録されるべき者の年齢は、投票日現在によるものとする。

2 投票資格者名簿に登録する者が、条例第3条第1項に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）でない場合は、投票資格者名簿にその旨の表示をするものとする。

3 投票資格者名簿は、前条に規定する投票区ごとに調製するものとする。

(投票所)

第22条 条例第9条第1項の投票所（同項の期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）を除く。以下「投票所」という。）の場所の指定は、投票区ごとに行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による告示は、投票日から少なくとも5日前に、行わなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した事項を変更したときは、投票日を除くほか、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(投票所の開閉時間)

第23条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、投票資格者の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票資格者の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以

内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これを当該投票所の投票管理者に通知する。

3 期日前投票所は、期日前投票所ごとに市長の指定する時間に関き、閉じる。

(投票管理者)

第24条 市民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所及び期日前投票所ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、投票資格者の中から市長の選任した者をもって充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第25条 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しておくものとする。

2 市長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第26条 市長は、第24条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

(投票立会人)

第27条 市長は、投票所にあつては、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2 市長は、期日前投票所にあつては、投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、告示日までに、本人に通知しなければならない。

3 市長は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所及び期日前投票所の投票管理者に通知するものとする。

4 市長は、投票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

5 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2

人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつてはその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

6 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の交付及び様式)

第28条 投票用紙は、投票日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において、条例第10条第1項の投票人（以下「投票人」という。）に交付するものとする。

2 投票用紙は、様式第12号によるものとする。

(期日前投票等)

第29条 条例第10条第2項に規定する期日前投票は、投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票について、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができるものとする。

(不在者投票)

第30条 条例第10条第2項に規定する不在者投票（以下「不在者投票」という。）は、投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の規定の例により置く不在者投票管理者の管理する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを不在者投票用封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、前項の投票人のうち公職選挙法第49条第2項の身体に重度の障害があるものに該当するもの又は公職選挙法施行令の例による不在者投票管理者が置かれていないものについては、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により市長に送付する方法により行わせることができる。

3 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして公職選挙法施行令第59条の3の2第1項で定

めるものは、あらかじめ市長に届け出た者（投票資格者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができる。

（代理投票）

第31条 条例第11条第3項の代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の投票人が代理投票をすることができる者であるときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に同項の規定による記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

（投票録の作成）

第32条 投票管理者は、市民投票投票所投票録（様式第13号。以下「投票所投票録」という。）を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、市民投票期日前投票所投票録（様式第14号。以下「期日前投票所投票録」という。）を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票箱等の送致）

第33条 投票管理者（期日前投票の投票管理者を除く。）は、投票の当日に、その投票箱、投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を第37条に規定する開票管理者に送致しなければならない。

- 2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を市長に送致し、市長は、投票の期日に当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、投票資格者名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合であって、投票管理者が、投票人が投票資格者名簿に登録されている者であることの確認の全てを電子計算機を用いて行ったときは、投票資格者名簿又はその抄本は、開票管理者に送致することを要しない。

（投票運動を行うことができない事務の範囲）

第34条 条例第13条第3項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 第4条から第6条までの規定による請求代表者の証明に関する事務
- (2) 橿原市市民投票に係る事務の委任に関する規則第2条又は第3条の規定により選挙管理委員会又は選挙管理委員会の委員長に委任する事務

(開票区)

第35条 市民投票の開票区は、公職選挙法第18条の規定により設けられた開票区とする。

(開票所)

第36条 条例第14条第1項の規定による開票所の指定は、開票区ごとに行うものとする。

(開票管理者)

第37条 市民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票所ごとに開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者の中から市長が選任した者をもって充てる。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第38条 市長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておくものとする。

2 市長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者とともに事故があり、又はこれらの者がともに欠けた場合においては、直ちに臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第39条 市長は、第37条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

(開票立会人)

第40条 市長は、開票所について、各開票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知するものとする。

2 市長は、開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせるものとする。

- 3 市長は、開票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知するものとする。
- 4 市長は、開票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。
- 5 開票管理者は、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。
- 6 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票者数の算出等)

第41条 開票管理者は、市長から、当該開票区に係る期日前投票に関し、期日前投票所投票録その他必要な書類等の送致を受け、かつ当該開票区の区域に属する全ての投票区の投票管理者から、投票所投票録その他必要な書類等の送致を受けたときは、直ちに当該書類等を点検し、当該開票区に係る投票資格者の数及び投票した者の数を算出しなければならない。

- 2 前項の規定により投票資格者の数及び投票した者の数を算出したときは、開票管理者は、直ちにその数を市長に報告しなければならない。

(開票作業等)

第42条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該市民投票における各投票所及び各期日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して投票を点検しなければならない。

- 2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、直ちに市民投票開票録(様式第15号)その他必要な書類等を市長に送付しなければならない。
- 3 前項の市民投票開票録には、開票に関する次第を記載するものとし、開票管理者は、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(開票の参観)

第43条 投票資格者は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票の確定)

第44条 市長は、全ての開票管理者から第42条第2項の規定による書類等の送付を受けたときは、その書類等を調査し、次に掲げる事項を確定するものとする。

- (1) 投票者総数

- (2) 不受理及び持ち帰りの数
- (3) 投票総数
- (4) 有効投票数
- (5) 賛成の投票数
- (6) 反対の投票数
- (7) 無効投票数
- (8) その他必要な事項

(開票結果の告示)

第45条 条例第16条の規定による告示は、次に掲げる事項及び前条各号に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 投票日
- (2) 市民投票に付する事項
- (3) 投票日における投票資格者数
- (4) 投票結果を尊重する義務の有無
- (5) 同旨の市民投票の請求が制限される期間

(文書の保管)

第46条 市長は、市民投票に係る文書を、条例第16条の規定による告示後4年間保管するものとする。

(直接請求の例による事項)

第47条 前条までに定めるもののほか、市民投票の請求に関し必要な事項は、その性質に反しない限り、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。

(選挙の例による事項)

第48条 前条までに定めるもののほか、市民投票の執行に関し必要な事項は、その性質に反しない限り、公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び樫原市選挙関係事務執行規程（平成7年樫原市選挙管理委員会告示第18号）に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

(その他)

第49条 この規則に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

市民投票実施請求事項事前確認請求書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

印

生年月日

電話番号

檀原市市民投票条例第4条第1項の規定による市民投票の実施を請求するにあたり、下記の事項が同条例第2条に規定する重要事項であることの確認を市民投票条例実施請求書を添えて請求します。

記

市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

様式第2号（第3条関係）

市民投票実施請求書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

印

生年月日

電話番号

下記のとおり、檀原市市民投票条例第4条第1項の規定に基づき、市民投票の実施を請求します。

記

1 市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

2 請求の要旨（1,000字以内）

備考 本請求書又はその写しは、署名簿ごとに綴り込むものとする。

様式第3号（第3条関係）

市民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

（宛先） 榎原市長

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

印

生年月日

電話番号

下記の事項について、榎原市市民投票条例第4条第1項の規定による市民投票実施請求にあたり、市民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

記

市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

様式第4号（第4条関係）

市民投票実施請求代表者証明書

次の者は、
について賛否を問う市民投票実施請求代表者
であることを証明する。

住 所	
フリガナ 氏 名	
生年月日	年 月 日

この証明書の交付申請以前の直近において、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた 年 月 日現在の檀原市市民投票条例施行規則第4条第1項の規定による請求資格者の総数の6分の1の数は、
であるので申し添えます。

年 月 日

檀原市長

印

備考 本証明書又はその写しは、市民投票実施請求者署名簿ごとに綴り込むものとする
と。

様式第5号（第5条関係）

市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書

年 月 日

様

檀原市長

印

年 月 日に提出された市民投票の実施請求事項が、檀原市市民投票条例第2条に規定する重要事項であることの確認請求及び市民投票実施請求代表者証明書の交付申請につきましては、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

理由

（教示）この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、檀原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、檀原市を被告として（訴訟において檀原市を代表する者は檀原市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第6号（第6条関係）

市民投票実施請求代表者変更届出書

年 月 日

（宛先） 榎原市長

請求代表者

住所

氏名

印

榎 第 号にて請求代表者であることの証明書の交付をうけたところですが、下記の者が榎原市市民投票条例第4条第2項第 号に該当することとなったため、榎原市市民投票条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。

記

市民投票に付する事項

について賛否を問う市民投票

変更する者

住 所	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

様式第7号（第7条関係）
（その1）

（表紙）

年 月 日

市民投票実施請求者署名簿

について賛否を問う市民投票

備考

- 1 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
- 2 市民投票実施請求書（写）及び市民投票実施請求代表者証明書（写）又は市民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次に綴り込むものとする。

(その2)

有効 無効 の印	番号	署名年月日	署名者住所		代筆者	備考
			署名者氏名 ㊟	生年月日	代筆をした場合 (檀原市市民投票条例施行規則第7条第5項において 準用する地方自治法第74条第8項及び第9項に該当 する場合のみ代筆を行うことができます。) 代筆者の住所・氏名・印・生年月日	
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名 ㊟ 年 月 日生	
			氏名 ㊟	年 月 日		
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名 ㊟ 年 月 日生	
			氏名 ㊟	年 月 日		
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名 ㊟ 年 月 日生	
			氏名 ㊟	年 月 日		
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名 ㊟ 年 月 日生	
			氏名 ㊟	年 月 日		
		年 月 日	檀原市		檀原市 氏名 ㊟ 年 月 日生	
			氏名 ㊟	年 月 日		

※ この署名簿は、署名の効力の決定後7日間、選挙人名簿に登録されている者の閲覧に供します。

様式第8号（第7条関係）

市民投票実施請求署名収集委任状

下記の者に対し、について賛否を問う市民投票
実施請求者署名簿に市民投票実施請求のための署名等を求めることを委任する。

住 所	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

年 月 日

請求代表者

住所

氏名

印

生年月日

備考 請求代表者が2人以上あるときは、全ての請求代表者の住所、氏名、生年月日を記載し、押印すること。

様式第9号（第8条関係）

市民投票実施請求署名収集証明申請書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

請求代表者

住所

氏名

印

檀原市市民投票実施請求（ 檀原市市民投票実施請求（ ）について賛否を問う市民投票）
に係る署名簿に署名等を行った者が、市民投票の請求資格者であることの証明を申請し
ます。

様式第11号（第14条関係）

市民投票実施請求署名収集証明書

市民投票実施請求書に添えて提出する
投票実施請求者署名簿には、
求資格者の総数の6分の1（
証明します。

についての賛否を問う市民
年 月 日付けで告示された請
人）以上の者による有効署名があることを

年 月 日

請求代表者

住所

フリガナ
氏名

生年月日

印

様式第12号 (第28条関係)

		<p>注 二 ○のほかは何も書かないでください。</p>	<p>意 一 ひと はんたい らん 人は反対の欄に○を自書してください。 さんせい ひと さんせい らん に賛成の人は賛成の欄に、反対の</p>	<p>の賛否を問う檀原市市民投票</p>	<p>について</p>	<table border="1"><tr><td>之</td><td>市</td><td>檀</td></tr><tr><td>印</td><td>長</td><td>原</td></tr></table>	之	市	檀	印	長	原
之	市						檀					
印	長	原										
反	対	賛	成									

はん たい
さん せい

備考

- 1 投票用紙の印刷の文字は、黒色とする。
- 2 投票用紙に押すべき檀原市長の印は、刷込み式とする。

様式第13号 (第32条関係) 略
様式第14号 (第32条関係) 略
様式第15号 (第42条関係) 略